**グループ企業向けモデルＣＰ**

**Ⅰ．（本文）**

|  |  |
| --- | --- |
| ＊＊＊株式会社　規程第＊＊号（令和＊年＊月＊日制定）   |  | | --- | | **安全保障輸出管理規程** | |

|  |
| --- |
| **第１章　総則** |

|  |
| --- |
| **（目的）**  **第１条**国際的な平和及び安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施するために、本規程を定める。 |

|  |
| --- |
| **（適用範囲）**  **第２条**本規程は、本条第２項に記載の複数の会社（以下「**当グループ**」という。）が行う貨物の輸出及び非居住者への技術の提供（非居住者から強い影響を受けている居住者への技術の提供を含む）又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引（以下「**技術の提供**」という。）に関する業務に適用する。必要な場合は、別に細則等を定めるものとする。  ２　　個社Ａ（総括会社）  個社Ｂ  個社Ｃ  個社Ｄ |

|  |
| --- |
| **（定義）**  **第３条**「**外為法等**」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から貨物の輸出及び技術の提供を規制する外国為替及び外国貿易法とこれに基づく政令、省令、通達等をいう。  ２　「**輸出等**」とは、貨物の輸出及び技術の提供（これらを前提とする国内取引を含む。）をいう。  ３　「**貨物等**」とは、貨物及び技術をいう。  ４　「**規制貨物等**」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物及び技術をいう。　このうち、輸出貿易管理令（以下「**輸出令**」という。）別表第１の１の項から１５の項までに該当する貨物及び外国為替令（以下「**外為令**」という。）別表の１の項から１５の項までに該当する技術を「**リスト規制貨物等**」といい、輸出令別表第１の１６の項に該当する貨物及び外為令別表の１６の項に該当する技術を「**キャッチオール規制貨物等**」という。  ５　「**核兵器等**」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。  ６ 「**核兵器等の開発等**」とは、核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。  ７　「**通常兵器**」とは、核兵器等以外の輸出令別表第１の１の項に該当する貨物をいう。  ８　「**通常兵器の開発等**」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。  ９　「**個社**」とは、本規程により安全保障輸出管理を行う、第２条第２項に記載の全ての会社をいう。  １０「**総括会社**」とは、個社の輸出管理を支援するためにグループ総括責任者・グループ総括輸出管理部門を設置する会社をいう。  １１「**子会社及び関連会社**」とは、各個社の子会社及び関連会社をいう。  １２「**需要者等**」とは、貨物の輸出であれば、貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。技術であれば、技術取引の相手方若しくは技術を利用する者又はこれらの代理人をいう。  １３「**非居住者から強い影響を受けている居住者**」とは、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。）１（３）サ①から③のいずれかに該当する居住者（自然人に限る。また、当該居住者を「**特定類型**」という。）をいう。 |

|  |
| --- |
| **第２章　基本方針** |

|  |
| --- |
| **（基本方針）**  **第４条**以下を当グループにおける安全保障輸出管理の基本方針とする。  一　規制貨物等の輸出等については、外為法等に反する行為は行わない。  二　外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。 |

|  |
| --- |
| **第３章　組織** |

|  |
| --- |
| **（個社最高責任者）**  **第５条**基本方針に基づき、安全保障輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、個社それぞれの代表取締役又はそれに相当する者をその個社における安全保障輸出管理の最高責任者として定める。（以下「**個社最高責任者**」という）。  ２　個社最高責任者は、以下の業務を行う。  一　自社の輸出管理責任者の任命  二　取引の審査、承認  三　個社管理業務の統括及び個社徹底事項の指示、連絡、要請等  四　個社の監査  五　教育  六　個社の子会社及び関連会社の指導等  七　個社関係部門等の長に対する報告等の要求、調査の実施、又は改善措置等の命令 |

|  |
| --- |
| **（グループ総括責任者）**  **第６条**個社がそれぞれ安全保障輸出管理業務を、有効かつ効率的に実施できるように、総括会社における個社最高責任者がグループ総括責任者を兼務する。  ２　グループ総括責任者は、以下の業務を行う。  一　安全保障輸出管理規程の制定、改廃  二　運用手続（細則）の制定、改廃  三　グループ総括輸出管理部門の設置と同部門への適切な経営資源の配分 |

|  |
| --- |
| **（個社輸出管理責任者）**  **第７条**個社最高責任者は、個社に個社輸出管理責任者を任命し、取引の承認の一部を委任する他、その他個社の輸出管理に係る業務を行わせるものとする。個社輸出管理責任者を任命又は変更した場合は、速やかにグループ総括責任者に報告しなければならない。  ２　個社最高責任者は、個社輸出管理責任者に第１３条第1項第二号から第五号までの取引については、承認を委任できないものとする。  ３　個社輸出管理責任者は自らの業務の支援を行う個社輸出管理部門を設置することができる。  ４　個社輸出管理責任者は、以下の業務を行う。  一　個社最高責任者に委任された取引の承認  二　個社が輸出等を行う貨物等の該非判定の確認  三　グループ総括輸出管理部門からの連絡、要請等の周知徹底  四　輸出管理手続業務の推進  五　教育 |

|  |
| --- |
| **（グループ総括輸出管理部門）**  **第８条**　グループ総括輸出管理部門は、グループ総括責任者を補佐し、個社の輸出管理業務を支援する。  ２　グループ総括輸出管理部門は、以下の業務を行う。  一　安全保障輸出管理規程の制定、改廃の提案  二　運用手続（細則）の制定、改廃の提案  三　本規程に基づく個社の取引の審査と該非判定の内容の審査  四　個社輸出管理責任者への、本項の第三号の判断結果の報告  五　個社最高責任者からの要請に基づく監査  六　個社最高責任者からの要請に基づく教育の支援  七　個社の輸出管理の問題点の発見と、個社最高責任者及びグループ総括責任者に対する報告  八　個社最高責任者からの要請に基づく子会社及び関連会社の指導等協力 |

|  |
| --- |
| **（個社出荷管理担当部門）**  **第９条**　個社最高責任者は、その個社の出荷管理担当部門を定めなければならない。また、決定した出荷管理部門を、グループ総括責任者に報告しなければならない。 |

|  |
| --- |
| **第４章　手続** |

|  |
| --- |
| **（該非判定）**  **第１０条**輸出等を行う場合には、リスト規制貨物等に該当するか否かについて判定を行う。  ２　グループ総括輸出管理部門は、個社それぞれについて、その第１次の該非判定を行う会社とその部門を、その個社輸出管理責任者の同意のもとで定める。  ３　該非判定は、以下のとおり行う。  一　当グループで設計・開発した貨物等の輸出等を行う場合、その貨物等の設計開発を行った会社の設計・開発部門の長が、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制貨物等に該当するか否かを判定する。  二　社外から調達した貨物等の輸出等を行う場合、その貨物等の輸出等を行う個社の営業部門等が、調達先からの該非判定書等の入手等により、本項の第一号と同様、適切に該非判定を行う。ただし、調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できる場合には、個社の責任で判定してもよい。  三　本項の第一号、第二号のいずれの場合においても、グループ総括輸出管理部門は判定内容について審査し、その判断結果を個社輸出管理責任者に報告を行う。個社輸出管理責任者はその報告に基づき最終決定を行う。 |

|  |
| --- |
| **（用途確認）**  **第１１条**営業部門等は、輸出等の引合を受けた場合には、その輸出等を行おうとする貨物等の用途について以下の項目に該当するか否かを確認する。  一　リスト規制貨物等については、  ① 核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある、又は用いられる疑いがある。  ② その他の軍事用途に用いられる、又は用いられる疑いがある。  二　キャッチオール規制貨物等については、  ① 核兵器等の開発等に用いられるおそれがある。  ② 通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。  ２　リスト規制貨物等の用途の確認に必要な情報を需要者又は技術を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高める手続を実施し、用途の確認を行わなければならない。 |

|  |
| --- |
| **（需要者等確認）**  **第１２条**営業部門等は輸出等の引合を受けた場合には、その行おうとする輸出等の需要者等について、以下の第一号又は第二号のいずれかの項目に該当するか否かを確認する。更に、リスト規制貨物等については、これに加えて第三号の項目に該当するか否かを確認する。  一　経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。  二　核兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている 又はその情報がある。  三　軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関である。  ２　リスト規制貨物等の需要者又は技術を利用する者の確認に必要な情報を需要者又は技術を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高める手続を実施し、需要者又は技術を利用する者の確認を行わなければならない。 |

|  |
| --- |
| **（取引審査）**  **第１３条**輸出等の引合の内容が以下に該当する場合、営業部門等は、｢審査票｣を起票して、グループ総括輸出管理部門に取引の審査を申請する。グループ総括輸出管理部門は、その判断結果を個社輸出管理責任者に報告する。当該取引を行うか否かの最終判断は、個社最高責任者から委任された取引であれば、個社輸出管理責任者が、それ以外の場合は個社最高責任者が行う。  一　第１０条の（該非判定）の結果、当該貨物等が輸出令別表第１の１の項から１５の項、又は外為令別表の１の項から１５の項に該当する場合。  二　第１１条（用途確認）第１項の第一号又は第二号のいずれかに該当する場合。  三　第１２条（需要者等確認）第１項の第一号、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合。  四　経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合。  五　本項の第一号から第三号に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合。  ２　審査票には、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。  ３　審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実に即して正確に記入しなければならない。  ４　国内取引であっても、貨物の輸出及び技術の提供を行うことが明らかな場合には、本条第１項と同様の手続を行う。  ５　営業部門等は、本条第1項に基づく承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。  ６　営業部門等は、第１項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表の行為のために貨物等が用いられる疑いがあることを知った場合には、輸出管理統括部門を通じて最高責任者に報告し、最高責任者は行政庁に報告する。 |

|  |
| --- |
| **（外為法等に基づく許可の申請等）**  **第１４条**第１３条（取引審査）における承認を得た後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出及び技術の提供については、個社が、所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。  ２　許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。  ３　個社は、外為法等に基づく許可が必要な貨物の輸出及び技術の提供については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該貨物の輸出及び技術の提供を行ってはならない。 |

|  |
| --- |
| **第５章　出荷管理** |

|  |
| --- |
| **（貨物の出荷管理）**  **第１５条**個社出荷管理担当部門は、第１０条（該非判定）及び第１３条（取引審査）の手続が行われたこと並びに出荷される貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認する。また、個社出荷管理担当部門は、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。  ２　個社出荷管理担当部門は、出荷時に第１項の確認ができない場合は、直ちに出荷を取り止めて営業部門等へ適切な措置を要求するとともに、個社輸出管理責任者及びグループ総括輸出管理部門へ報告する。  ３　個社出荷管理担当部門は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続を取り止めて個社輸出管理責任者及びグループ総括輸出管理部門へ報告する。グループ総括輸出管理部門は、営業部門等と協議して適切な措置を講じる。 |

|  |
| --- |
| **（技術提供管理）**  **第１６条**個社において技術提供を行う部門は、技術の提供に際して、第１０条（該非判定）及び第１３条（取引審査）の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。  ２　個社において技術提供を行う部門は、第１項の確認ができない場合は当該技術の提供を行ってはならない。また、個社輸出管理責任者及びグループ総括輸出管理部門へ報告する。 |

|  |
| --- |
| **第６章　監査** |

|  |
| --- |
| **（監査）**  **第１７条**個社最高責任者は、個社の安全保障輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。個社最高責任者はこの監査をグループ総括輸出管理部門に委託することができる。 |

|  |
| --- |
| **第７章　教育** |

|  |
| --- |
| **（教育）**  **第１８条**個社最高責任者および個社輸出管理責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、役員及び従業員に対し、計画的に教育を行う。グループ総括輸出管理部門はその支援を行う。 |

|  |
| --- |
| **第８章　文書管理** |

|  |
| --- |
| **（文書管理又は記録媒体の保存）**  **第１９条**規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体を、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも７年間は保管する。 |

|  |
| --- |
| **第９章　子会社及び関連会社の指導等** |

|  |
| --- |
| **（子会社及び関連会社の指導等）**  **第２０条**個社最高責任者は、グループ総括輸出管理部門の支援のもと輸出管理統括部門及び事業部門輸出管理責任者は、規制貨物等の輸出等を行う子会社及び関連会社に対し、実情に即した指導を行う。  **２**個社最高責任者は、自社が行うリスト規制貨物等の輸出等の管理の業務に関わる 　子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため、指導、研修、業務体制及び業務  内容の確認（以下「**指導等**」という。）を行う体制と手続を定め、必要な指導等を  定期的に行う。 |

|  |
| --- |
| **第１０章　報告** |

|  |
| --- |
| **（報告）**  **第２１条**役員又は従業員は、外為法等又は本規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を個社輸出管理責任者に速やかに報告しなければならない。  ２　個社輸出管理責任者は、第１項の報告の内容を調査し、外為法等に違反したとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、個社最高責任者およびグループ総括責任者に報告する。個社最高責任者は、社内の関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく行政庁に報告する。また、個社最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じ、その内容をグループ総括責任者に報告する。 |

|  |
| --- |
| **第１１章　罰則** |

|  |
| --- |
| **（罰則）**  **第２２条**故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、それぞれ個社の就業規則及び役員会の決議等による処分の対象とする。 |

|  |
| --- |
| （附　則）: 本規程は令和［＊］年［＊］月［＊］日より施行する。 |

以上